

## 3. 艇底標識についての同艦世の表

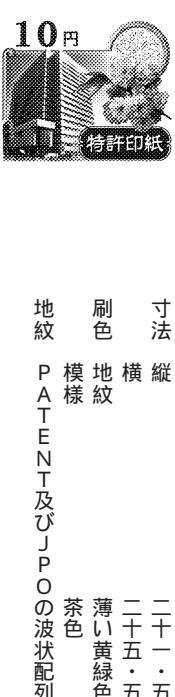
$X_s / L$	$P_{Ba}$	$X_t / L$	$P_{Bt}$	$Y_p / B_B$	$P_{Bp}$	$Y_s / B_B$
0.00	0.000	0.00	0.969	0.00	0.844	0.00
0.05	0.002	0.05	0.953	0.05	0.794	0.05
0.10	0.008	0.10	0.936	0.10	0.744	0.10
0.15	0.017	0.15	0.916	0.15	0.694	0.15
0.20	0.029	0.20	0.894	0.20	0.644	0.20
0.25	0.042	0.25	0.870	0.25	0.594	0.25
0.30	0.058	0.30	0.842	0.30	0.544	0.30
0.35	0.076	0.35	0.810	0.35	0.494	0.35
0.40	0.096	0.40	0.775	0.40	0.444	0.40
0.45	0.119	0.45	0.734	0.45	0.394	0.45
0.50	0.143	0.50	0.687	0.50	0.344	0.50
0.55	0.171	0.55	0.630	0.55	0.297	0.55
0.60	0.203	0.60	0.563	0.60	0.253	0.60
0.65	0.242	0.65	0.489	0.65	0.211	0.65
0.70	0.289	0.70	0.413	0.70	0.171	0.70
0.75	0.344	0.75	0.333	0.75	0.133	0.75
0.80	0.409	0.80	0.252	0.80	0.097	0.80
0.85	0.482	0.85	0.170	0.85	0.063	0.85
0.90	0.565	0.90	0.089	0.90	0.032	0.90
0.95	0.658	0.95	0.026	0.95	0.009	0.95
1.00	0.761	1.00	0.000	1.00	0.000	1.00

PB<sub>B</sub><sup>z</sup> 次のとおり計算する。N DS<sub>B</sub><sup>z</sup> - 1 云ふ時の標印せPB<sub>B</sub><sup>z</sup> = (14.5 - 67z / DS) z / DSN DS<sub>B</sub><sup>z</sup> が O - 1 を超えて標印せPB<sub>B</sub><sup>z</sup> = 0.78 + 1.1 ( z / DS - 0.1 )PB<sub>B</sub><sup>z</sup> - 1 を超えてせなひな。8. 保守及び検査のため、外板に接しててなて燃料油タック<sup>z</sup>の上に、船底外板から上昇する最小値並びに船側外板から下及び上に定める最小値より近い位置に配置してせなひな。

12. 1)の第十一A規則に基づき建造される船舶の設計及び構造を承認する上前提たり、半筒上せ、一般的な安全上の側面(ハイング・タンク及び重底タンク又は開港場所の保守及び検査についての必要性を命ぜ。)上に十分な考慮を払へ。

四 第111規則2号、2を次のとおり改め。(平成十九年八月一日効力発生)  
 2. 摆氏十五度より上を度が一立メートルよりたつ四キログラムを超えるか又は撆氏五十度よりおける動粘度が一秒より百八十平方メートルを超える油(原油を除く)  
 5. 第三十八規則2号、2を次のとおり改め。(平成二十年十一月一日効力発生)  
 六 付録IIの国際油汚染防止試験(HOYA試験)の廻轉(様式)(油タッカ以外の船舶)及び様式(油タッカ)の次に2A及びAとつてあるもの上記並べ(平成十九年八月一日効力発生)  
 2A. 1 この船舶は、第12A規則に従つて建造することが求められており、かつ、同規則の次の規定に適合している。  
 6及び7又は8の規定(二重船殻構造)  
 11の規定(事故における油流出性能基準)  
 2A. 2 この船舶は、第12A規則に適合することが要求されていない。

○財務省印紙第1回大印  
 印紙をやつしる標入金額に應する法律(昭和111年法律第44号)第一條第一項の規定に據つて、特許印紙の形式を定める件(昭和五十九年六月大蔵省印紙第70号)の件を次のとおり改め。(平成111年四月一日から適用する)  
 ただし、1)の知示する改出前の特許印紙の形式を定める件に規定する特許印紙せなお印介の間に使用するいじがどね。  
 平成111年1月1日  
 十円特許印紙  
 十円特許印紙  
 財務大臣 黒田 佳彦



10円	寸法	寸法
100円	刷色	横縦
300円	地紋	地紋
	模様	模様
	PATENT及びTRADEの波状配列	PATENT及びTRADEの波状配列

財務大臣 黒田 佳彦

寸法  
刷色  
地紋  
模様  
PATENT及びTRADEの波状配列

111・五メートル  
115・五メートル  
薄い黄緑色  
黄緑色  
茶色

111・五メートル  
115・五メートル  
薄い黄緑色  
紫がかった青色